# 退職後の傷病手当金(継続給付)申請の審査について

日本製鉄健康保険組合 給付グループ

平素より、当健康保険組合の事業運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

掲題の件、在職中に傷病手当金を受給されている方(受給し得る方)が、退職後も申請される傷病 手当金(継続給付)について、給付の適正化の観点から、より厳正に審査することになります。

つきましては、今後、傷病手当金(継続給付)を申請される方については、必ず下記の書類を添付 頂くようお願い致します。

記

### <審査開始>

# 令和元年 12 月分の傷病手当金から

#### <添付書類>

傷病手当金申請時に、以下の書類を添付してください。

1. (初回のみ) 退職後に加入された国保、健保組合等の「保険証」の写し

令和元年11月30日以降に退職されて、初めて継続給付を申請される方

継続給付(初回)の申請書類に添付してください。

(例) 11/30 退職⇒令和元年 12 月分傷病手当金申請書に添付

令和元年12月1日時点で、既に傷病手当金(継続給付)を受給されている方

令和元年 12 月分傷病手当金申請書に添付してください。

- ※ 傷病手当金申請期間に当組合の任意継続に加入されている方は、添付不要です。
- ※ 申請期間中に加入保険が変った場合は、必ず新保険証の写しを添付してください。

#### 2. (毎回)療養日誌

傷病手当金(継続給付)を申請する度に必ず添付してください。

- (例) ① 傷病手当金支給申請書(1枚)申請期間:12/1~1/20
  - ② 療養日誌:12/1~12/31 (1 枚) 1/1~1/20 (1 枚) 必ず、申請期間の療養日誌を添付してください。

## <留意事項>

- 1. 申請時に上記書類の添付がなければ、傷病手当金をお支払いすることが出来ません。
- 2. 万が一、他健保組合等に被保険者として加入され、就業している事実が判明した場合は、資格喪失日まで遡り、傷病手当金を返納頂くことになります。